

旭川圏都市計画（旭川市・鷹栖町・東神楽町） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

この方針では、旭川圏都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

	市 町 名	範 囲	規 模
旭川圏都市計画区域	旭 川 市	行政区域の一部	約 29,800 ha
	鷹 栖 町	行政区域の一部	約 2,984 ha
	東 神 楽 町	行政区域の一部	約 2,653 ha
	合 計		約 35,437 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道北連携地域の中央部に位置し、北海道の屋根といわれる雄大な大雪山連峰のふもと、美瑛川、忠別川、牛朱別川、オサラッペ川が本流石狩川に合流する沖積平野に展開し、旭川市、鷹栖町及び東神楽町の 1 市 2 町で構成されている。

これら 1 市 2 町は、このかけがえのない豊かな自然を守り育て、自然と調和した魅力あるまちづくりを進めている。

また、平成 7 年度（1995 年度）に指定を受けた上川中部圏地方拠点都市地域では、高次都市機能の集積やゆとりと潤いのある居住環境の整備、産業の高度化等を総合的に進め、「職・住・遊・学」の各機能の相乗効果によるバランスのとれた魅力溢れる地域の形成を図るため、「北方圏の豊かな自然環境と生活・文化・産業が調和した『大雪パノラマ交流都市地域』」を目指している。

旭川市では、中核市として、北海道発展の核となる拠点都市の役割を担い、都心部での積極的な土地利用を進め、都市的な魅力と賑わいをつくり、中心市街地の活性化に努めるとともに、歩いて暮らせる身近な生活圏を確保しながら、市民がいつまでも愛着を持ち、安心感に包まれた暮らしを送るために、四季折々の美しい自然と水と緑に抱かれた快適な生活環境を次世代へと引継ぎながら、様々な災害に対して強靱な都市を築くため「持続可能で安心快適なまちづくり」を目指してまちづくりを進めている。

鷹栖町では、豊かな自然、美しい田園風景を継承した居住環境の整備等を図り、福祉や健康づくりの取り組みを進め、地域環境にも配慮しながら、まちづくりを進め、「豊かな自然環境を大切に、誰もが安心して暮らし、参加し、未来につなげるまち“人・自然・あったかす”」を目指してまちづくりを進めている。

東神楽町では、旭川圏・大雪山等の環境を活かした都市基盤の整備、安全・安心に暮らせるコンパクトな中央・ひじり野市街地の形成、町内の活力を創造する産業とまちの形成を図り、「豊かな自然のもと、活力に満ち暮らし続けられるまちづくり」を目指してまちづくりを進めている。

本区域の都市づくりにおいては、これらのことを踏まえるとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進めながら、都市の防災性の向上を図り、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、道北圏の中核都市として、商業、行政、教育、文化、医療、福祉、情報等の都市機能が集積する等、着実に発展してきた。

また、少子高齢化の進展や産業構造の変化等により、人口は減少傾向にあるが、依然人口や産業の規模は大きい状況にある。

一方、市街地周辺部には、優良な農地や貴重な森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要がある。

以上のことから、今後も農林業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定める。

2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年)
都市計画区域内人口	354 千人	おおむね 316 千人
市街化区域内人口	340 千人	おおむね 306 千人

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年)
生産規模	工業出荷額	2,204 億円	1,770 億円
	卸小売販売額	10,948 億円	7,876 億円
就業構造	第 1 次産業	5.4 千人 (3.5%)	3.8 千人 (3.1%)
	第 2 次産業	27.3 千人 (17.7%)	15.7 千人 (12.7%)
	第 3 次産業	121.8 千人 (78.8%)	104.1 千人 (84.2%)

(注)生産規模の令和 12 年(2030 年)推計値は平成 27 年(2015 年)価格を基準とする。

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

市街化区域は、平成 27 年(2015 年)時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とすることとし、その規模については、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模として、次のとおり想定する。

年 次	令和 12 年(2030 年)
市街化区域面積	おおむね 8,375 ha

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、JR 旭川駅や買物公園を核とするほか、主要幹線道路等を基軸とし、ほぼ同心円状にまとまりのある市街地を形成しており、計画的な市街地整備が進められてきた。

しかしながら、近年は少子高齢化や人口減少、地域経済の低迷、厳しい財政状況等が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地等の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、都心環状道路の内側に配置し、中心商業業務地における利便性の高さや忠別川の河川緑地等の緑豊かな環境が調和した、まちなか居住の推進を図るほか、周辺住宅地の住環境に配慮した上で近隣住民のための大規模な生活利便施設や沿道サービス施設等が立地する住居と商業が複合化した土地利用の形成を図る。
- ・一般住宅地は、旭川市の都心環状道路と内環状線（3・3・11号環状1号線）の間、鷹栖町の江丹別通及び鷹栖通、東神楽町の東神楽線沿道に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、利便性の高い良好な住環境を形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、旭川市の緑が丘地区、内環状線（3・3・11号環状1号線）の外側に位置する永山地区、豊岡地区、東光地区、神居地区、春光台地区及び末広地区、鷹栖町の鷹栖地区及び北野地区、東神楽町の中央地区及びひじり野地区に配置し、良好な住環境を有する低層専用住宅地や、住民との協働によるきめ細やかなまちづくりを進める。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、中央地区及び神楽地区の地域核拠点に配置し、広域的な商業・娯楽機能のみならず、国の合同庁舎や旭川市役所等の行政機関、民間企業の事業所、北海道立旭川美術館や旭川市立中央図書館、旭川市科学館等の教育・文化施設の集積、交通アクセスの確保等により、北海道の拠点都市の一つとしての都市空間の魅力の増進を図る。
- ・地域商業業務地は、旭川市は永山地区、豊岡地区、東光地区、東旭川地区、緑が丘地区、西神楽地区、神居地区、北星地区、春光台・鷹の巣地区、春光地区、末広地区並びに東鷹栖地区の地域核拠点、鷹栖町は鷹栖市街地及び北野市街地、東神楽町は中央市街地、ひじり野市街地に配置し、日常生活圏における利便性の確保を図る。
- ・沿道商業業務地は、2環状8放射で構成される主要幹線道路、J R旭川駅南北を連絡する3・3・14号昭和通及び3・3・15号永隆橋通の各沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮しつつ、沿道における利便性の向上を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、一般工業地及び流通業務地で構成することとし、空港や高規格幹線道路等の高速交通体系とリンクした産業の集積を図る。
- ・一般工業地は、旭川市の永山地区、新旭川地区、北星地区、東鷹栖地区、緑が丘地区、西神楽地区及び東旭川地区、東神楽町の中央地区東神楽工業団地に配置し、農林業生産物の加工等の地域資源型産業の振興、工業系土地利用の維持、増進を図る。
- ・緑が丘地区の旭川リサーチパークについては、周辺の住環境との調和を図りながら研究施設等におけるインキュベーション機能と連携した先端技術産業の集積を図る。
- ・流通業務地は、J R北旭川駅に隣接する流通団地、北海道縦貫自動車道旭川北インターチェンジに近接する物流団地並びに鷹栖町の旭川鷹栖インターチェンジ周

辺の流通工業団地等に配置し、高速交通体系等とリンクした流通業務施設の集積により物流拠点の形成を図る。

- ・旭川市の準工業地域については、広域的な都市構造や都市基盤に大きな影響を与える大規模集客施設の立地を制限し、都市機能の適正な配置と工業・流通業務地における効率的な操業環境を維持するため、特別用途地区等を定める。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・社会情勢の変化に伴う土地利用の変化に対応するため、住工混在による環境悪化をもたらしている旭川市の豊岡地区、東光地区、新旭川地区、永山地区及び北星地区等については用途純化を図ることにより、住環境の向上に努める。
- ・主要幹線の沿道については、用途転換を図ることにより沿道の利便の増進に努める。
- ・学校跡地等の大規模な低・未利用地については、都市構造の維持と周辺環境との調和に配慮しながら、特別用途地区や地区計画等の活用による用途転換を図り、地域特性を生かした地場産業等の振興、発展に向けた有効な土地利用の活用を努める。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・住宅地のうち、高度利用住宅地及び一般住宅地は中密度での土地利用を、専用住宅地は低密度での土地利用を基本とし、地区の特性に応じた良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・商業業務地のうち、中心商業業務地は多様な都市機能の集積による魅力あふれる都市空間の形成を図るため、高密度での土地利用を、地域商業業務地及び沿道商業業務地は中密度から高密度での土地利用を基本とし、地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図る。
- ・工業・流通業務地は中密度での土地利用を基本とし、地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図る。

(3) 市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・旭川市の中心市街地においては、大規模な商業施設や基幹的な病院、文化・交流施設等の高次な都市機能の維持・集積を誘導し、北海道の拠点都市としての機能を高めるとともに、魅力あふれる都市景観の創出と併せて防災機能の整備を図るため、市街地再開発事業及び地区計画等の活用により土地の高度利用を図る。
- ・旭川市の各地域核拠点、鷹栖町の鷹栖市街地及び北野市街地、東神楽町の中央市街地、ひじり野市街地においては、医療・福祉・商業等の日常生活に必要な都市機能等の集積・維持を図り、地域の特性に応じた暮らしやすい生活拠点の形成を促進する。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・旭川市の各地域核拠点とその周辺及び主要幹線・幹線道路網を中心とする基幹的な交通網沿道の徒歩圏等においては、集合住宅の立地や一定規模以上の宅地開発等の誘導を促進し、都市の骨格となる人口密度の高い居住地の形成を図るとともに、鷹栖町の鷹栖市街地及び北野市街地、東神楽町の中央市街地及びひじり野市街地においては、これまでどおりのコンパクトな市街地を維持するため、良好な住環境の形成を図る。
- ・特に旭川市の中心市街地においては、利便性・拠点性を生かし、官民協働で、多様な世代のまちなか居住を積極的に推進するとともに、中高層の集合住宅等の誘導を促進し、土地の高度利用を図る。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・市街地内の緑地については、良好な都市環境を維持するために必要な緑地として今後も適正な保全を図る。

(4) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・水源かん養保安林や保健保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るため、今後とも適切な保全に努める。
- ・北海道自然環境等保全条例により環境緑地保護地区に指定された旭川市の神岡地区、富沢地区、台場地区及び西神楽地区については、指定の目的を踏まえ、今後とも適切な保全に努める。
- ・本区域を取り囲む山地、丘陵地、特に神居古潭一帯、嵐山、常磐山、旭山及び突哨山周辺は、優れた自然景観を有し、住民等の憩いの場としても活用されているため、その保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・旭川市における優良田園住宅については、都市構造の維持と周辺環境との調和に配慮しながら、市街地から離れた自然豊かな地域での居住ニーズに対応するよう整備を促進する。
- ・グリーンツーリズムをはじめとする農山村地域との交流の促進等については、農林業との調整を図った上で、都市計画制度の運用により、適切な土地利用となるよう対応する。
- ・鷹栖町の鷹栖工業団地等については、農村地域工業等導入促進法等によって整備された工業地の活用を促進する。
- ・東神楽町の主要幹線道路沿道や旭川空港周辺及び東聖・聖台地区の農村集落周辺については、空の駅整備構想等の産業振興や、既存建築物を地域資源として集落のコミュニティ維持や観光振興等による地域再生に活用する等実情に沿った秩序ある土地利用を誘導する。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道北圏の中核都市として、教育・文化・医療・行政等の各種都市機能が集積し、地理的には北海道のほぼ中央に位置していることから、交通の要衝

として道内各地と結ばれ、人流、物流及び情報の拠点としての役割を担っている。

本区域の骨格となる道路については、高規格幹線道路と主要幹線道路により、2高速1連携2環状8放射道路と都心環状道路を位置付けている。

鉄道については、JR函館線、宗谷線、石北線及び富良野線が放射状に広域交通網を形成しており、その内、JR旭川駅を中心とする部分が都市高速鉄道として都市計画決定されている。

空港については、旭川空港が国内の主要空港や東アジアをはじめとする海外の空港と連絡しており、産業面や観光面における交流の拡大とともに、国際交流や企業誘致、健康・保養を目的とした滞在の促進等、ますますその役割が高まっており、この状況に対応するため、空港からの二次交通の充実を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した将来の都市像に沿った交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

公共交通網については、行政・事業者・利用者が連携し、持続可能な公共交通体系の構築とその利用促進を図り、現状の公共交通網を維持すべく関連する交通施設の配置や整備を行う。

これらを踏まえ、北海道の拠点都市にふさわしい交通体系の確立を目指し、さらに圏域外との交流を強化するため、基本方針を次のとおりとする。

- ・広域的な産業・生活・文化等の交流に対応し、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するため、北海道縦貫自動車道、旭川紋別自動車道を有効に活用し、さらに、旭川東神楽道路の整備を進める。
- ・円滑な都市内交通を確保するため、1連携2環状8放射道路及び都心環状道路のネットワークを基本とした主要幹線道路網を整備し、併せて都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。
- ・地区レベルの交通計画においては、「移動性の確保」と「生活環境の保全」を図るため補助幹線道路及びそれを補完する区画道路の機能を保全する。
- ・旭川市街地を流れる4大河川(石狩川、忠別川、美瑛川、牛朱別川)の橋梁部における混雑を解消し、市街地の一体的発展を図るため、橋梁の整備を促進するとともに、都市景観に配慮した親しみと潤いのある橋づくりを進める。
- ・緑地空間や水辺空間等自然とのふれあいを考慮した潤いのある道路空間の整備を進める。
- ・子どもや高齢者、障害者等、市民の誰もが安全で快適に移動できるよう、交通施設のバリアフリー化を進める。
- ・歩行者や自転車交通の日常生活における移動に対応するネットワークを形成し、レクリエーション利用自転車空間と相互に連携を図る。
- ・本区域のうち、旭川市においては、「地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通網の維持、バスの定時制の確保・速達性の向上及び乗り継ぎ環境の改善等の検討を行うこととしており、本計画と連携して、公共交通の優位性及び利便性を高め、土地利用と連動した効率的な公共交通軸を形成し、交通結節点の充実やバスレーンの拡充等各交通施設の配置や整備を進める。
- ・既存の交通施設を有効利用するため、駐車場・駐輪場と公共交通との連携を強化する。
- ・災害に際して円滑な避難、緊急輸送等が可能となるような交通ネットワークの構築に配慮するとともに、雪に強い道路整備に努める。
- ・本区域は、道北圏の空の玄関口である旭川空港を有することから、広域交通の

利便性の向上と円滑な交通ネットワークの形成に努める。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の完成街路網密度がおおむね 2.63km/km² となるように都市計画道路の整備を図る。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.34 km/km ²	2.40 km/km ²
都市高速鉄道	14.5 km	14.5 km

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

北海道の拠点として、一層の重要性が増す広域的な交通に対応する 2 高速 1 連携 2 環状 8 放射道路を配置する。

主要幹線道路網は、札幌方面から旭川都市圏を經由し、道北圏やオホーツク圏への基軸となる 2 高速として北海道縦貫自動車道及び旭川紋別自動車道を配置し、旭川都市圏の各市町及び富良野方面との連携を支える 1 連携として、3・3・62 号東旭川東神楽通（主要道道鷹栖東神楽線）を配置する。

・環状道路

都市圏内で放射道路を横断的に連絡し、拠点間相互を連結する 2 環状として、内環状線【3・3・11 号環状 1 号線（主要道道旭川環状線）】、外環状線【3・3・11 号環状 1 号線（国道 12 号、主要道道旭川環状線）、3・1・12 号高台永山線（国道 12 号）、3・4・30 号近文東鷹栖線、3・3・43 号東鷹栖東旭川通（主要道道鷹栖東神楽線）及び 3・2・23 号西神楽線（国道 237 号）】を配置する。

・放射道路

旭川市から都市圏内各方面と連結する 8 放射として、3・3・4 号台場 4 条通（国道 12 号）、3・3・18 号大雪通（国道 39 号）、3・3・10 号 4 条東鷹栖通（国道 40 号）、3・2・23 号西神楽線（国道 237 号）、3・3・11 号環状 1 号線（主要道道旭川多度志線）、3・4・31 号江丹別通（主要道道旭川幌加内線）、3・5・40 鷹栖通（主要道道和寒鷹栖線）、3・3・5 号神居旭山通（主要道道愛別当麻旭川線、一般道道瑞穂旭川停車場線）、3・3・3 号 1 条通（一般道道旭川旭岳温泉線）及び 3・4・46 号東神楽線（一般道道東川東神楽旭川線）を配置する。

・幹線道路

幹線道路は、主要幹線道路を補完し、地域相互の連絡を確保するため、3・2・1 号緑橋通（主要道道旭川停車場線）、3・3・3 号 1 条通（一般道道東川東神楽旭川線）、3・3・4 号台場 4 条通（国道 12 号及び 39 号、一般道道東川旭川線）、3・3・5 号神居旭山通（国道 237 号、主要道道愛別当麻旭川線、一般道道瑞穂旭川停車場線）、3・3・6 号嵐山通（一般道道近文停車場線及び近文停車場緑町線）、3・3・7 号旭町通（一般道道近文停車場線）、3・3・8 号金星橋通（主要道道旭川幌加内線及び愛別当麻旭川線、一般道道新旭川停車場線）、3・3・9 号花咲通、3・3・14 号昭和通（国道 40 号）、3・3・15 号永隆橋通（主要道道旭川多度志線、一般道道新旭川停車場線）、3・3・16 号中央橋通（一般道道北旭川停車場線及び北旭川停車場永山線）、3・3・17 号新成橋通、3・3・20 号永山東光線（主要道道愛別当麻旭川線）、3・3・21 号南 6 条通、3・3・22 号東旭川駅

前通（一般道道東旭川停車場線）、3・4・27号近文線（一般道道近文停車場線）、3・4・30号近文東鷹栖線、3・4・35号豊岡神楽線（一般道道東川東神楽旭川線）、3・4・39号西神楽中央通（一般道道新開西神楽停車場線）、3・4・46号東神楽線（一般道道東川東神楽旭川線）、3・4・47号空港通（主要道道鷹栖東神楽線及び旭川空港線）、3・4・51号鷹栖末広通（一般道道雨竜旭川線）、3・3・60号宮下通及び3・4・61号永山駅前通（一般道道永山停車場線）を配置する。

b 都市高速鉄道

函館線、宗谷線及び富良野線の都市高速鉄道を配置する。

c 駐車場・駐輪場

- ・ 駐車場については、駐車場整備地区における良好な駐車環境の整備を図り、将来にわたり円滑な道路交通を確保するため、駐車場整備計画に基づき、適切な需給バランスを確保するとともに、質的改善や既存ストックの有効活用並びにまちづくりに応じた適切な誘導を進める。
- ・ 駐輪場については、駐輪場基本計画に基づき進めてきた駐輪対策を継続し、旭川市の中心市街地における良好な駐輪環境の確保に努める。

d 交通結節点等

- ・ 3・3・60号宮下通に JR 旭川駅前広場を配置し、中核的な役割を担う交通拠点として、今後とも総合的な交通の円滑化と利便性の向上を図るため交通結節点機能を確保する。
- ・ 複数の路線バスが通過するバス停及びバスターミナル等については、旭川圏内の交通結節点として、利用環境の向上を図る。
- ・ 3・4・61号永山駅前通（一般道道永山停車場線）に JR 宗谷本線永山駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。
- ・ 鷹栖町中心市街地の交通広場、東神楽町中心市街地のバスターミナルにおける交通結節機能の充実を図る。

e 空港

旭川空港は、国内の主要空港及び東アジアをはじめとする海外の空港と連絡し、北海道の広域交流の拠点性を高めるため、航空ネットワークの充実や国際化等機能拡充を進めるとともに、中心市街地、観光施設等の拠点とのアクセス及び広域的なネットワークの強化、利便性の向上に努めるとともに、交通結節点機能を確保する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に優先的に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。

- ・ 3・3・62号東旭川東神楽通（主要道道鷹栖東神楽線）
 - ・ 3・3・8号金星橋通（主要道道愛別当麻旭川線）
 - ・ 3・3・20号永山東光線（主要道道愛別当麻旭川線）
 - ・ 3・4・39号西神楽中央通（一般道道新開西神楽停車場線）
 - ・ 3・4・46号東神楽線（一般道道東川東神楽旭川線）
 - ・ 3・3・18号大雪通（市道雨紛新旭川通3号線）
 - ・ 3・3・20号永山東光線（市道永山東光2号線）
 - ・ 3・4・58号神楽3条通（市道神楽3条4・6丁目間1号線）
- 上記、8路線の整備を促進する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

近年における都市化の進展及び気候の変動は、市街地の保水・遊水機能の低下や想定以上の降雨による中小河川の氾濫及び雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。

このため、土地利用計画と河川及び下水道整備計画との整合を図り、総合的な整備の推進に努める。

また、下水道は、広く普及しており、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全等に大きく寄与してきたが、今後も持続可能な資源循環型社会の構築等、求められている役割に向け整備の推進に努める。

また、河川は、治水上の機能の他に様々な動植物が生息する水と緑の空間であり、都市住民に潤いと安らぎをもたらすオープンスペースとしてとらえ、周辺の土地利用や都市施設と一体的な整備を進める。

さらに、快適な冬の生活のため、河川の水や下水処理水を融雪等に有効利用する。

ア 下水道

- ・公共下水道事業計画に基づき、市街地の汚水整備を引き続き推進するとともに、今後は老朽化した下水道施設の適切な維持管理に努め、計画的な更新を図り、快適な生活環境を維持し、公共用水域の水質保全に努める。
- ・市街地における浸水被害の解消のため、雨水整備を促進するとともに、内水排除にかかる対策を推進する。
- ・下水道資源の有効利用を継続し、低炭素社会への貢献や持続可能な循環型社会の構築に取り組む。

イ 河川

- ・住民の安全で安心できる暮らしを守るため、河川整備を促進するとともに、内水排除にかかる対策を推進する。
- ・豊かな自然環境と調和した多自然川づくりを進め、住民が水と親しみながら憩い楽しむことのできる水辺空間の創出を図り、公園・緑地とネットワークを形成し、まちづくりと一体となった整備を促進する。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年（2015 年）で 95.8%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

本区域における都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、旭川市、鷹栖町及び東神楽町を排水区域とする旭川圏都市計画下水道の整備を図るとともに、処理場は旭川市の忠和地区に配置する。

b 河川

石狩川、忠別川、美瑛川、牛朱別川及びオサラッペ川を主とする一級河川については、流域内における各種開発事業との調整を図りつつ、水辺空間の活用等総合的な治水対策を図る。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・ 汚水整備については、市街地全域の整備を図るとともに、老朽化した管渠及び処理場等の改築更新を実施する。
- ・ 雨水整備については、浸水被害の発生箇所を中心に各種開発事業との調整を図りながら整備を促進する。
- ・ 石狩川、忠別川、美瑛川、牛朱別川及びオサラッペ川の河川改修を促進する。

(3) その他の都市施設

- ・ 本区域の都市計画に定められている学校、市場、と畜場及び火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適正な維持管理を継続するとともに、適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

旭川市の中心市街地においては、J R 旭川駅周辺、買物公園及び銀座通周辺を中心に、都市の機能強化と活性化に向け、良好な居住環境の整備によるまちなか居住の推進並びに都市の防災性能の向上等の土地利用転換や土地の高度利用を進め、市街地再開発事業や地区計画等の活用による計画的な整備改善を推進する。

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、大雪山系から連なる緑豊かな山及び丘陵地に囲まれた上川盆地のほぼ中央にあり、石狩川、忠別川、美瑛川、牛朱別川及びオサラッペ川の河川が流れており、市街地周辺には実り豊かな田園地帯が広がる。

これら河川と周辺の神居山地、旭山及び春光台等の山地並びに丘陵地は、緑の骨格を形成している。

本区域は、今後も北海道の産業・経済・文化・医療及び福祉の中心としての役割が一層強まり、都市においてみどりの有する精神的充足、環境保全、レクリエーション、防災及び景観等の諸機能が効率的に働くことが重要である。

そこで、本区域を特徴づける河川や周囲の丘陵地を固有の財産と考え、保全と整備を図り、市街地を放射状に流れる河川を水と緑の中心軸とし、周りを取り巻く緑豊かな丘陵地や大規模な公園・緑地等と結び、水と緑のネットワークを形成し、住民の参加や協力を得ながら、コンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備及び保全等を行い、豊かな自然と都市が調和するみどりあふれるまちづくりを進める。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

- ・ 緑地系統の骨格を形成する緑地として、区域内を扇状に流下する石狩川、忠別川及び美瑛川の河川緑地並びに市街地を取り巻く春光台、台場及び富沢等の丘陵地の保全を図り、都市気象の緩和や環境への負荷を軽減し、生物の移動や生息のできる緑地とするとともに、特殊公園については、旭川市及び鷹栖町内に位置する優れた自然的景勝地である嵐山公園を配置する。

- ・自然生態系保全のために、天然記念物の生息や基準標本地である植物が生育する、すぐれた自然地域である嵐山、旭山及び突哨山等の保全を図る。
- ・市街地内や近郊の緑地保全のために、護国神社及び東神楽神社の社寺境内の樹林、学校の敷地内に残されている樹林及び外国樹種見本林の保全を図る。

b レクリエーション系統

- ・住区ごとに街区公園及び近隣公園を適正に配置するとともに、徒歩圏内に地区公園を配置する。
- ・総合公園については、旭川市に常磐公園、神楽岡公園、忠和公園及び春光台公園、鷹栖町にパレットヒルズを配置する。
- ・運動公園については、旭川市の花咲スポーツ公園及び東光スポーツ公園を配置する。
- ・石狩川、忠別川及び美瑛川の河川緑地に、レクリエーション活動の場を配置する。
- ・歩行者空間の有機的なネットワークを形成するため、地区レベルでの緑道や自転車道を配置する。
- ・都心部に河川と一体的な地区公園等を配置する。

c 防災系統

- ・斜面の崩壊及び土砂流出等を防止するため、春光台並びに台場等の丘陵斜面地や旭山及び突哨山等の樹林地の保全を図る。
- ・旭川市の広域防災拠点として、旭川市総合防災センターを有する東光スポーツ公園、広域避難場所として、常磐公園及び神楽岡公園を配置し、災害に強い広域的な防災ネットワークを構築する。
- ・地震及び火災等の災害時における避難地として、公園緑地を配置するとともに、避難地と接続する避難路や防災道路を配置する。
- ・東旭川及び東鷹栖等の工業地周辺に緩衝緑地を配置する。
- ・ひじり野地区における治水対策として、防災調節池を配置し保全を図る。

d 景観構成系統

- ・街並みの背景となる嵐山及び春光台等の山地並びに丘陵地の保全を図る。
- ・市街地内においては、護国神社等の社寺境内の樹林地及び学校樹林等の保全を図るとともに、都市景観の向上に資する公園緑地の整備を図る。
- ・郷土を代表する景観を構成する緑地として、石狩川をはじめとする河川緑地を市街地の景観が河川の緑と一体になるよう整備保全を図る。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりに対応し、公園等の適正配置を進める。

また、既存公園や長期未着手区域については、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する観点から、廃止を含めた見直しの検討を進める。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・旭川市及び鷹栖町は、都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、緑の基本計画とする。）」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区とする検討を進める。
- ・東神楽町は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑の基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区とする検討を進める。

(4) 主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・街区公園については、東神楽町に新町公園の整備を図る。
- ・総合公園については、鷹栖町にパレットヒルズの整備を図る。
- ・運動公園については、旭川市に東光スポーツ公園の整備を図る。